

## 済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準

### 1. 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な病院給食委託事業者を選定するために、技術面及び価格面の2つの観点で評価する。なお、評価は「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により行う。

### 2. 評価の方法及び受託候補者の決定方法

- (1) 「技術評価点」と「価格評価点」の得点配分は、5：5とし、それぞれ250点満点、250点満点の合計500点満点とする。
- (2) 選定委員ごとに「技術評価点」と「価格評価点」の合計点数が高い提案者順に順位をつけ、順位点の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、「技術評価点」が、所定点数に満たない場合は受託候補者としない。また、同点の場合は上位順位で同順位とする。
- (3) 「技術評価点」の算出方法
  - ① 企画提案書等の項目を、「別表 提案書評価基準調書」に基づき選定委員会の各委員が次のとおり5段階（S、A、B、C、D）で評価する。
    - (ア) S評価の場合は、当該項目の得点の100%を獲得でき、同様にA評価80%、B評価50%、C評価30%、D評価0%の割合で得点を獲得できるものとするが、各項目委員の半数以上がD評価（自由提案を除く）の場合は受託候補者としない。
    - (イ) 提案書の項目ごとに各委員のつけた評価の合計を計算する。
    - (ウ) 「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下切捨てで、整数点とする。
- (4) 「価格評価点」の算出方法
  - ① 提案見積額が見積限度額（別添「済生会福島総合病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」3）の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が見積限度額を超過した場合は失格とする。
  - ② 最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。価格評価点 = 150点 × 最低提案見積価格 / 当該提案見積価格
  - ③ 「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下切捨てで、整数点とする。
- (5) (2)の順位結果を順位点に換算（1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点）し、順位点の合計値が高い提案者を受託候補者として選定する。
- (6) 順位点の合計値の高い提案者が2者以上あるとき（同点のとき）は、順位を1位とした委員数が多い提案者を選定する。それでもなお同数の場合は、「提案見積価格」の低い提案者を選定する。